

生徒心得

大阪府立大阪北視覚支援学校

高等部普通科

学校での集団生活における行動態度の規準とし生徒心得を示す

<<登下校時刻>>

1. 8時15分から8時40分までに登校する。
(1時間目は8時50分開始)
2. 17時までには下校する。但し教員の指導下にある場合を除く。
3. 登校後下校時までは、担任の許可を得た場合を除いて外出禁止とする。
4. 欠席・遅刻・早退などは速やかに担任へ連絡する。
特に、欠席・遅刻については8時40分までに必ず連絡する。

<<登下校時>>

5. 登下校中は寄り道をしない。
6. 交通・公共交通機関のルールを守り、他人の迷惑にならないように過ごす。

<<生徒会活動>>

7. 全員が高等部普通科生徒会および近畿盲学校生徒会連絡協議会会員である。生徒会選挙に立候補し、投票によって当選した生徒が高等部普通科生徒会役員となる。

<<部活動>>

8. 部活動に参加する場合は、別紙の規定に従う。

<<服装・履物>>

9. 質素で清潔で機能的なものを着用する。
また、アクセサリー（ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪など）、マニキュア、化粧は禁止する。
10. 頭髪は、常に清潔に保ち、パーマ、染髪（黒染めを除く）、エクステンション等は禁止する。
11. 履物については校舎内では上履きを使用する。

<<所持品>>

12. 所持品は教室に配備されている貴重品ロッカーを活用し、自分自身で管理する。携帯電話は電源を切る。（A 類型の場合）
13. 紛失や盗難防止のため、使用しない現金や貴重品及び授業に関係ないものは学校へ持ってこない。やむを得ず持参した場合は担任または他の教員に預ける。
14. 携帯電話・タブレット端末は必要な場合のみ持参する。持参した場合は登校時に担任または他の教員に預ける。
15. 授業中に個人の携帯・タブレット端末を使用する際は通知を切る。

<<清掃・美化>>

16. 施設及び用具等を破損または紛失したときは、直ちに先生に届け出てその指示に従う。
17. 校内の清掃・美化に努める。

<<交友>>

18. 相手の人格・人権を尊重し、互いに助け合う。
19. 問題解決が困難な場合は、保護者や教員に相談する。
20. 金品のやりとりや、貸し借りはしない。

21. 男女交際に関しては、周りの人達から好意的に見られるような健全な交際をする。
22. 相手のプライベートゾーンに触るなど、過度の身体接触を含めた行為はしない。
23. 暴行、いじめ、脅迫、窃盗等に関する行為をしない。
24. インターネットやメール、SNS を利用するときは他者の迷惑にならないように利用する。（誹謗・中傷など）

<<安全>>

25. 車・バイク・自転車による通学は禁止する。
26. 登下校時には交通安全のため、必要に応じて白杖を携帯使用する。
27. 校舎内では原則右側通行を守り、階段や廊下を走らない。
28. 校内での病気や事故の時は、直ちに担任・保健室に届けて応急手当を受ける。
29. 火災や地震等の非常災害時には担当者の指示に従い、勝手な行動をしない。
30. 校外で事故を起こす、または交通法規に違反した場合は、早急に学校へ報告する。

（成人の場合）<<飲酒・喫煙>>

31. 飲酒については、校内は勿論校外授業時も禁止する。
32. 喫煙については、登校から下校までの間、学校敷地内及び学校周辺での喫煙は禁止する。また、校外学習中の喫煙も同様とする。

<<校外生活>>

33. 学生として責任ある行動をする。
34. 生徒同士で外出する場合、全員の保護者の了解を必ずとる。

- 35. 深夜に出かけたり、保護者に無断で人の家に泊まったりしない。
- 36. みだりに風紀上適切でない場所には出入りしない。
- 37. アルバイトは原則として禁止とする。
但し、家庭の事情や特別な理由がある場合は、学校に届け出をする。
- 38. SNS に個人情報を書せない。
※個人情報とは…自分の名前や写真・所属名・住所・近所の写真や土地名、友人、家族の名前や写真など
- 39. 勝手に他人の情報を他の人に渡さない。（SNS で勝手に他の人のアカウントを教えない。必ず一度本人に聞く。）

<<通学バスの利用>>

- 40. 乗務員の指示に従う。
- 41. 時間に余裕を持って乗車する。
- 42. 車内での食事は、禁止する。
- 43. 様々な学部・学年の児童生徒が同乗するので、会話の内容やマナーに注意する。

<<特別指導>>

- 44. 教育上必要と思われる次の様な場合には、特別指導を実施することがある。
 - ア. 学習意欲が認められない場合。
 - イ. 正当な理由のない欠席・遅刻・早退等が多い場合。
 - ウ. 生徒心得に違反する場合。
 - エ. その他態度・素行が不良である場合。
- 45. 前項について改善の認められない場合は、退学を命ずることがある。